

地域がつなぐ結婚支援事業助成金交付要綱  
(新見市結婚推進協議会)

(助成対象者)

第1条 助成の対象となる者は、活動拠点が市内にある事業者または団体等とする。

(助成対象事業等)

第2条 助成の対象となる事業は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 市内に在住または在勤の独身者に対し、出会いの場を提供することを目的とした事業であること。
- (2) 参加者を公募するなど、開かれた事業であること。なお、男性または女性のみを公募する場合も認める。
- (3) 独身男女各5名以上が参加する事業であること。
- (4) 同一の助成対象者につき、同一年度内1事業のみを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

- (1) 市をはじめ、国、県及び関係機関などから補助金等の交付を受ける事業
- (2) 宗教又は政治活動を目的とする事業
- (3) 視察や親睦のみを目的とした事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 施設等の整備、修繕等を目的とした事業
- (6) その他助成の対象としないことが適当であると認める事業

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、助成対象事業の実施に直接必要なもののうち、別表第1に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費については助成の対象としない。

- (1) 団体の構成員及び事業実施主体の人員に対する人件費、旅費及び謝礼
- (2) 施設、設備等の維持管理費及び団体の経常的な運営費
- (3) 用地取得費及び工事請負費
- (4) 備品購入費
- (5) 食糧費(ただし、別表第1に規定するものは除く。)
- (6) 領収書等により助成対象者が支払ったことが明確に確認できない経費
- (7) その他社会通念上適切でないことを認める経費

(助成対象期間)

第4条 助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(助成金額等)

第5条 助成金の額は市内に在住及び在勤の独身参加者数に2千円を乗じて得た額とす

る。ただし、助成対象経費の合計から参加費等の収入を減じた額（以下「実質負担額」という。）が助成金の額を下回る場合は、助成金の額は実質負担額とする。なお、助成金の交付限度額は1事業あたり5万円とする。

2 助成金の交付は、1助成対象者につき同一年度1事業とする。

（助成金交付申請等）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金申請者」という。）は、次の書類を事前に提出しなければならない。

- （1） 助成金交付申請書
- （2） 事業実施計画書
- （3） その他必要と認める書類

（変更等の協議）

第7条 助成金申請者は、事業内容を変更するときは、あらかじめその旨協議しなければならない。ただし、事業の目的達成に影響のない細部の変更については、この限りでない。

（実績報告）

第8条 助成金申請者は、事業が終了したときは、次の書類を提出しなければならない。

- （1） 事業実施報告書
- （2） 領収書等の写し
- （3） 事業の実施状況が確認できる写真、資料、新聞記事等
- （4） その他必要と認める書類

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成28年9月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

費目	経費内訳
報償費	司会者などへの謝礼等 賞品代（参加賞を含む。）
旅費	司会者などへの旅費
需用費	消耗品費 印刷製本費 燃料費 飲食費（参加者に提供するものに限る。）
役務費	通信運搬費 広告費 各種手数料 ボランティア保険料
委託料	事業に直接必要で専門的な技術を必要とする作業等の委託費
使用料及び賃借料	会場使用料 機械器具等賃借料 自動車借上料
原材料費	会場設営に必要となる資材等購入費
その他経費	上記以外で適当と認める経費